

音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(令和4年11月4日改定)

(令和4年6月23日改定)

(令和3年12月23日改定)

(令和2年10月8日改定)

(令和2年7月10日策定)

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会

一般社団法人日本音楽事業者協会

一般社団法人日本音楽制作者連盟

【目次】

1. はじめに	1
2. 本ガイドラインの位置づけ	2
3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方	2
4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策	6
5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策	8
6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策	9
7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策	10
8. 公演可否・収容率の判断のあり方～地域における連携協議体制について	11

【Appendix】

1. 関連政府文書等	12
2. 感染防止策チェックリストと本ガイドラインの対応表	13

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、音楽ライブ・コンサート（以下、「音楽コンサート」といいます。）は、その規模の大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行って参りました。このような早期の自主的な対応は、感染拡大防止のための一助となったことは明らかであり、アーティスト、スタッフ、その他音楽コンサートに関わるすべての方に改めて敬意を表明いたします。

「音楽コンサート」には、演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエ、そして複合的フェスティバル等音楽を主体とした公演全般が含まれますが、ジャンルを問わず、感染予防・感染拡大防止の観点から注意すべき要素・リスクが少なからず存在します。本ガイドラインでは公演事業者としてそれらのリスクを極力低減するための基本的事項が示されています。

令和2年7月10日の策定時から4度目の改定となる今日に至るまで、政府の対処方針に基づいた本ガイドラインに定める具体的な対策を音楽コンサートの現場において、音楽コンサートの開催に関わる公演主催者・関係者が徹底したことで、会場内の感染リスクが適切に抑えられており、イベントが起点となり感染が拡大するリスクが小さいと考えられたため政府の対処方針においても、感染予防・感染拡大防止対策を講ずることを前提に観客を伴うイベント等の開催にあたり、収容人数及び収容率に関する規制

の段階的緩和、見直しが行われています。

音楽コンサートの開催にあたっては、引き続きご来場のお客さまと公演関係者への意識啓発に努め、これまで業界が早期に自粛を行い継続してきた努力を無駄にしないためにも、感染予防・感染拡大防止のためにできる限り慎重かつ周到な準備と対策にて臨んでまいりたいと考えます。

今回の改定においては、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年9月8日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染予防対策における様々なルールを最新の基準に合わせて更新しています。また、これまで感染予防対策を実行してきた経験や公演会場の実情に基づき、地域や会場、公演の種類や規模等に応じ、実効性のある対策を講じつつ、お客さまに安心して会場に足を運んでいただけるよう、一部の内容や表現を見直しました。

なお、本ガイドラインの内容は、今後、政府の対処方針の変更のほか、イベント開催時及びその前後にクラスターが発生した場合、ガイドラインの遵守状況を点検し、適切な対応がとられていなかった場合、その他、新型コロナウイルス感染状況、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

本ガイドラインは各場面における感染防止対策の基本的事項です。引き続き、公演開催地自治体との協議を行い、連携を図り、感染拡大防止対策の実効性を損なわないことを前提に公演を行うこととしてください。

令和2年5月25日に策定した「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（無観客公演関係）」については、廃止の上、無観客公演の開催においても当ガイドラインを参照いただくこととします。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは「音楽コンサート」と総称される、コンサート、演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエ、そして複合的フェスティバルなど音楽を主体としたイベント公演全般を対象に、その開催にあたって公演事業者が講じるべき新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止対策と来場されるお客さまへの対応について基本的事項を示しています。

今般の再改定にあたっては、公演主催者には、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」に基づき、引き続き新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止に取り組むとともに、公演内容（開催規模、会場環境、形態、想定来場客層等）に応じて対策計画を策定し事前に提出すること、そして公演開催後、自己評価による対策の検証を行い、改善と共有をはかり、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが求められます。

なお、本ガイドラインの策定、改定にあたっては、政府及び専門家のご助言をいただいております。

3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触による感染」と「飛沫による感染」であることが知られています。また、発症前1日ないし2日前の無症状・無知覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くのお

客さまが集まる音楽コンサートなどのイベント開催にあたっては、公演が行われる会場内はもちろん、会場周辺・公演前後においても「接触感染」と「飛沫感染」「エアロゾル感染」のリスクをいかに減じるかを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とします。

全国の施設を借り受けて集客を伴う公演を実施する公演主催者として、公演開催にあたっては、施設管理者、公演地の自治体関係者等と協議の上、物理的経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・感染拡大防止に万全を期さなくてはなりません。

公演関係者自身はもとより、来場されるお客さまに対しては公演会場において講じる対策と併せ公演前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努め、お客さまへの「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

公演主催者は、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程も含め、当該コンサートの出演者及びその公演に携わるすべてのスタッフ（以下、「公演関係者」といいます。）の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、事務所、スタジオ、公演会場その他の会場（以下、「公演会場等」といいます。）の利用や、公演の企画にあたっては、同様に適切な感染予防対策を講じなければなりません。

すでに知られる通り、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

なお、本ガイドラインは屋内会場での公演を想定して基本的な対策方法を定めていますが、屋外会場での公演についても、開催地自治体や施設管理者等と協議の上で本ガイドラインの内容に即し必要な対策を講じる必要があります。

「感染防止安全計画」及び「感染防止策チェックリスト」について

●5,000人超かつ収容率50%超（緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超の公演）の公演の開催にあたり、安全計画の策定を前提とした収容率や人数上限を適用したい場合には、

①公演毎に「感染防止安全計画」を作成する

②都道府県の事前確認を行います。

●それ以外の公演においては、「感染防止策チェックリスト」を都道府県が定める様式・掲出方法（ホームページ等）に基づき作成・公表します。

●問題が発生（感染防止策の不徹底、クラスター発生の可能性等）した場合は、直ちに結果報告書を都道府県に提出します。

→上記の手順・フォーマットについては【Appendix】1. ②及び③参照

→感染防止策チェックリストと本ガイドラインの対応表については【Appendix】2. 参照

(1) 来場されるお客さま、公演関係者にて共有すべき「基本行動ルール」:

①飛沫の抑制の徹底

■感染リスクに応じた、適切なマスク（品質の確かなもの。不織布マスクを推奨。以下同じ。）を正しく着用（以下、単に「マスクを着用」とする）します。

- ・十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行います。

（参照：厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- ・マスクを持参していない人に対し、主催者側で配布もしくは販売を行います。
- ・障がいの特性や疾病等の特別な事情によりマスクの着用が困難な方に対しては、個別に事情を伺い理解した上で、無理なく可能な範囲での感染対策（他のお客さまとの身体的距離が確保できる観覧場所への移動、フェイスシールド等の着用等）への協力を求めます。→【Appendix】1. ④ 参照

■マスクの着用については上記を基本としますが、着用が不要な場面や就学前児の着用についての考え方は、下記のとおりとします。

- ・屋内においては、身体的距離（2メートルを目安）がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・屋外においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、身体的距離（2メートルを目安）をとらずに会話や発声を行う場合は、マスクの着用を推奨します。
- ・乳幼児のマスク着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されません。2歳以上の就学前児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律には推奨しません。
- ・いずれの場合においても、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知します。

■大声での会話や掛け声等は控え、咳エチケットを徹底します。

- ・「大声」の定義は、政府方針によれば「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」とされています。

【「大声」には当たらない発声の例】

○：隣の人と会話する程度の声量で歌う。

○：出演者の登場や呼びかけ、ファンサービス、演出効果等に反応して、一時的に大きな声を出す。

- ・その他、公演主催者並びに公演関係者は、公演の特性を踏まえ、必要に応じて発声に関する指針を定めます。

■大声ありとして収容率（上限 50%）を設定している公演（エリア別に設定する公演を含む）においても、指定された客席部以外での大声は控えます。

■上記をお客さまに周知し、理解と協力を求めます。ルールを守らない者がいた場合には、公演主催者により個別に注意を行うとともに、退場処分等の措置を講じます。

《①のお客さま向けアナウンス例》

- ・「会場内におきましては、マスクを正しくご着用ください。」（屋内／屋外で適宜使い分け）
- ・「咳エチケットへのご協力をお願いいたします。」
- ・「公演中の歌唱や歓声については、周囲の方が驚くような声量での発声は控え、マスクを着用した上で、周りのお客さまの観賞を妨げない範囲でお楽しみください。」
- ・「以上のことを守っていただけない場合には、係員より個別に注意をさせていただきます。また、係員の注意や指示に従っていただけない場合には退場していただくことがございますので、ご了承ください。」

②手洗い、手指消毒の徹底

- こまめな手洗い・手指消毒の徹底

③身体的距離の確保

- 物理的・身体的距離を、人と人が触れ合わない程度を目安として確保します。

（２）公演会場における基本的対応：

- 会場内では上記「基本行動ルール」に基づき、場内外アナウンスやボードの掲出によりその周知徹底を図ります。
- 来場されるお客さまには上記基本事項とともに「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことにつき事前に告知します。
- 公演会場は、公演主催者が公演地警察・消防当局に提出し承認を受けた防災計画、整理・警備員配置計画に基づき、安全な公演運営と非常時緊急避難誘導體制が保全されます。公演中はもちろん、公演前後・休憩時間においても場内整理・警備員により来場されるお客さまに上記対策の徹底が図られるよう、警備員等に必要な指導を行い、適切な体制を構築します。

上記（１）を来場されるお客さま及び公演関係者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を策定・提示し、さらに、公演会場においては（２）の公演会場における基本的対応を行う必要があります。

4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策

出演者を含む公演関係者は、「たった一つのイベントの失策が社会からの安心感・信頼感を損ない、その後のイベント開催やライブ・エンタテインメント産業、社会全般に芳しくない影響を及ぼす」ことを肝に銘じ、スタッフ一人一人が緊張感をもって業務に当たらなければなりません。

少しでも体調が悪く感じた場合には、勇気を持って休むことが必要であり、同時に、公演主催者・公演関係者は、スタッフに体調不良者が出た場合、可能なバックアップができる体制を構築しておくことも求められます。

4-① 公演関係者による感染予防・感染拡大防止策

- 出演者を含む公演関係者は、日々の体調管理を行います。以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととし、検査を促します。公演関係者が陽性判定を受けた場合でも、他の公演関係者に対して濃厚接触者の特定や行動制限を行う必要はありません。ただし、自治体によっては保健所による濃厚接触者の特定を実施する必要があるため、公演開催地自治体の最新の方針を確認します。
 - ・業務に従事する当日または前日に発熱がある者（目安として 37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱よりも高い）
 - ・その他、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある者
 - ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない者
 - ・過去 5 日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者（保健所等による特定のほか、事業所等からの周知や自主的な判断によるものを含む）
- ※留意事項 1：現在、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から 5 日間（6 日目解除）です。ただし、2 日目及び 3 日目の検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除が可能です。→【Appendix】 1. ⑤参照
- ※留意事項 2：上記を原則としますが、本ガイドラインでは本人（濃厚接触者。ただし保健所等により特定された者を除く）が無症状である場合に限り、当日の活動開始前 6 時間以内（検体採取時間を起点とする）に検査を行い、結果が陰性であれば当日の活動に参加可能とします。
- 特に出演者について、出演時等、マスクの着用や身体的距離の確保といった一部の対策が表現上困難となる場面が想定される場合は、日頃からの感染対策の徹底を図ります。
- 表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めるとともに、こまめな手洗いを徹底します。
- 公演関係者の中に感染者が発生した場合、他の公演関係者に注意喚起ができるよう、公演関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握しておきます。
- 衣服類（特にスタッフビブス等の共用されるもの）はこまめに洗濯するようにします。
- 楽屋・控室を利用する際には、密にならないようスペース及び換気能力に応じた利用可能人数を決定し、その定員内での利用に努めます。楽屋・控室の利用については「感染リスクが高まる 5 つの場面」の 5 「居場所の切り替わり」に該当することを考慮し、感染対策を実施します。
- <参考> https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

4-② 公演関係者の身体的距離の確保等

- 公演関係者はマスク着用の上、相互間で触れ合わない程度を目安に身体的距離を確保します。

- ・ 設営仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めます。
- ・ その他、事務所での事前打合せやスタジオでのリハーサル等の制作過程においても十分な感染防止策を講じ、確実に遵守します。

4-③ 食事とケータリング

- すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は紙コップ等 1 回分用の容器で提供するものとし、共用するポット等はこまめに清拭消毒を行います。
- ビュッフェ形式で提供する場合は、食品やドリンクに飛沫がかからないよう、利用者のマスク着用を徹底します。また、共用する備品は頻繁に消毒します。
- 食事の際は、マスクを外した状態での会話は控えます。また、最低1メートルを目安とした身体的距離の確保を推奨します。
- 食事を扱うスタッフは、事前及び就業中の手洗いや手指消毒及び就業中のマスク着用を徹底します。

4-④ ステージにおける感染防止策

- 出演者は、表現上困難な場合を除き、公演中も出演者同士の身体的距離を確保するよう努めます。
- マイクは原則として出演者ごとに用意します。同一のマイクを使い回す場合は、使用前後の清拭消毒を徹底します。
- ステージの周辺は接触感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う公演関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を行います。

4-⑤ ヘアメイク・衣裳・美術・大道具等

- 「基本行動ルール」に沿った対策を講じた上で、用具を共用する際は使用前後の消毒を徹底します。

4-⑥ トイレ（バックステージ）

- ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。
- ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の状況を確認し、適切に管理されているものを使用します。
- トイレ後は手指消毒を徹底します。
- 施設管理者と連携して定期的に清掃・消毒を行います。

4-⑦ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクの着用を徹底します。
- 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

4-⑧ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

公演関係者・来場者ともに、感染が疑われる場合には会場に来ないことが原則です。もし会場にて感染が疑われる事態になった場合には、下記のとおり対応します。

■該当者に対応するスタッフは、自らに感染させないための対策を徹底します。

■該当者にマスクを着用させた上で直ちに帰宅させ、検査を促します。

4-⑨ 周知・広報

■以下について公演関係者に対して周知・広報します。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
- ・適切な身体的距離を確保するよう努めることの徹底

■公演主催者は本ガイドラインに従った取組を行う旨と、P.3の通り、記入済みの感染防止チェックリストを公演のホームページ等で公表します。

5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

5-① 収容人数・収容率の適用について

■公演開催にあたって、公演主催者は公演開催地自治体関係当局と連携し、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から都道府県宛に発出される事務連絡によって示される方針に基づき、収容人数・収容率を定めることとします。→【Appendix】1. ②及び③参照

- ・ただし、今後、地域感染状況の急激な変化等により開催制限が強化される可能性があることを考慮し、その場合に券売開始から公演開催までの間に講じるべき対策について十分に検討しておくことが必要です。

5-② 手洗い、手指・施設消毒の徹底

■お客さまの入場口、ロビー、スタッフ入口及び楽屋ロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、入館者全員に手指消毒を奨励します。

■ドアノブ、手すり等公演関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器には、施設管理者と連携のうえ、定期的かつこまめに清拭消毒を行います。

5-③ 物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

■お客さまと出演者との物理的距離を確保するため、客席の設定にあたっては、互いに触れ合わない程度の間隔を目安として設けることとします。

- ・アリーナ・ドーム等の大規模会場における花道・移動導線についても、同様に物理的距離を確保します。

■休憩時間や待合場所（ロビー等）での密集回避のため、警備人員の配置や、導線の確保等の体制を構築します。

5-④ 客席部スタンディング対応

■スタンディングエリアの運用について、客席ブロック内においては、事前に施設管理者および必要に応じ公演地自治体との協議によって定めた滞留人数管理を行います。会場の特性に応じて距離確保を促す表示や係員の配置等を行い、お客さま同士の距離確保を徹底します。

5-④ 会場内換気対応（屋内施設）

- 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ施設内各室毎に十分な換気能力が確保・整備されていることを確認しておきます。→【Appendix】1. ⑥及び⑦参照

5-⑤ 会場内外の待機列

- 待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）や移動が発生する場合においては、お客さま同士が十分な距離を確保して整列できるように案内します。
- お客さまへの対面対応が必要な場所においては、マスクの着用を徹底するよう改めて周知を行い、飛沫感染防止策を施します。
- 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、お客さまの持ち物に係員は触れないようにします。

5-⑥ 喫煙所の利用について

- 施設の喫煙所を利用する場合は、十分な間隔が確保されるよう、スペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内で利用可能とします。特に、喫煙所の利用については「感染リスクが高まる5つの場面」の5「居場所の切り替わり」に該当することを考慮し、特に注意して感染対策を実施します。

5-⑦ 会場内でのお客さまに対する飲食提供について

- 会場内で飲食を行うお客さまに対しては、手指消毒を徹底した上で、マスクを外す際には会話を控え、飲食中以外はマスクを着用するように周知を徹底します。
- 自治体等から会場地域における飲食店等に対して何らかの制限を伴う要請がされている場合は、その内容に従って飲食・酒類の提供を実施します。

6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- 公演会場では、ファンによる入待ち・出待ち等ファン等が集まる状況が発生しないように努めます。
- お客さま同士の密接を招く可能性がある演出については、密接を防ぐ措置を講じた上で行います。
- 出演者とお客さまとの接触ならびにお客さま同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐ等）を招く演出は行いません。
- 出演者が乗って客席エリア内を移動する台車等はお客さまとの十分な距離を確保し、かつお客さまに自席から移動を促すような演出は行いません。
- お客さまには、会場内掲出物、係員による声掛け、演出映像、出演者からの呼びかけなどによって、「基本行動ルール」の周知徹底をはかります。

7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策

7-① 来場者に対する事前案内事項

■公演当日の来場前に、お客さま自身で検温を行うよう周知します。また、下記のいずれかに該当する場合には、来場を控えるよう事前に周知します。

- ・発熱がある（目安として 37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱よりも高い）
- ・その他、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない
- ・過去 5 日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある（保健所等による特定のほか、事業所等からの周知や自主的な判断によるものを含む）

■公演会場においては、マスクの着用をはじめ、公演主催者が示す新型コロナウイルス感染予防対策に協力していただくこと。また一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合は退場していただくことがあり、その場合は入場券の払い戻しに応じないことを事前に周知します。

■キャンセルポリシーについて（約款に記載の通り、原則としてお客さまの自己都合による払い戻しは行いません。）

- ・新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止対策における特例として、公演毎に主催者（公演関係者）による協議・判断のうえ、以下のお客さまへの払い戻し基準を定め、事前に周知します。
 1. 自己申告に基づき自身の健康に不安があり来場・入場されないお客さま
 2. 当日会場にて発熱または有症状と認められ入場不可となったお客さま
- ・チケット料金以外は払い戻しの対象としません。
- ・払い戻し手数料等が別途差し引かれる場合はお客さまへ予め周知することとします。

7-② 会場内禁止行為について

■会場内外において、一般的禁止行為（他のお客さまの迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づいた禁止行為について係員が個別に注意を行い、その指示に従わない場合、退場いただく場合があることについて事前告知を徹底します。

7-③ 入退場についての周知と方法

■お客さまには時間に十分な余裕を持って来場するよう事前に周知し、会場規模等に応じて、適切な身体的距離を確保して入退場できるよう案内します。

- ・特にドーム、アリーナなどの大規模会場においては、会場全域へのアナウンスと会場内整理員による誘導を行い、会場施設の導線に即して、お客さま同士の身体的距離を確保した移動を案内します。

■会場のアクセス誘導案内：会場アクセス状況によっては、最寄り駅までの行き方についても公演主催者が指示し、会場周辺を含め、お客さま同士が物理的距離を確保していただくよう案内に努めます。

7-④ 会場でのグッズ販売

■公演会場にて対面でのグッズ販売を行う場合は、待機列を含む身体的距離の確保及び手指消毒、マスクの着用を徹底した上で行います。

■混雑が予想される場合は密集を避けるため、販売時間の分散化（開場前・終演後の販売実施）を検討します。

7-④ 感染者（陽性者）確認連絡

■公演当日、会場内に感染者（陽性者）がいたことが判明した場合は、ホームページ・SNS 等での発信や、登録されている連絡先への通知等により、お客さまへ速やかに告知します。

7-⑤ 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

■入場時の手指消毒を徹底。

■会場諸施設・備品等に接触しないこと。

■お客さま同士、公演運営スタッフとの物理的距離の確保。

■大声での会話は控え、咳エチケットを徹底すること。

■会場内で飲食を行う際はマスクを外した状態での会話は控え、飲食中以外はマスクを着用すること。

■過度な飲酒の自粛

8. 公演可否・収容率の判断のあり方～地域における連携協議体制について

公演開催の可否・収容率の判断は、最新の政府方針及び公演開催地自治体の方針に沿って行います。特に、感染防止安全計画の作成が必要な大規模公演については、公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体と公演主催者との協議によって判断されることから、公演地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）と地域公演主催者との連携協力・協議体制が必要です。

以上、お客さまをお迎えする音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、様々な制限の緩和にあたり社会の「安心感」「納得感」を獲得し、円滑な公演開催を行ってまいります。

【Appendix】

1. 関連政府文書等

- ①新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年9月8日対策本部決定）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220908.pdf
- ②【事務連絡】基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf
- ③【事務連絡】イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220908.pdf?20220914
- ④マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について（厚生労働省）
⇒障害特性により、年齢を問わずマスク等の着用が困難な方がいることへの理解を求める発信。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html
- ⑤【事務連絡】B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>
- ⑥感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日：新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf
- ⑦劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和4年10月31日：公益社団法人全国公立文化施設協会）
https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/1031covid_19.pdf

※5. 施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策

(3) 施設内での具体的な感染防止策 ③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

■【参考図表】 イベント開催等における必要な感染防止策

※上記②の別紙2を参照ください。

■【参考図表】 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

※上記②の別紙3を参照ください。

■【参考図表】 感染防止安全計画（書式例）

※上記③の別紙4を参照ください。

※なお、上記は書式例です。公演開催地の各都道府県によって示される書式を利用してください。

■【参考図表】 イベント開催時のチェックリストならびに感染防止策チェックリスト（書式例）

※上記③の別紙5を参照ください。

※なお、上記は書式例です。公演開催地の各都道府県によって示される書式を利用してください。

2. 感染防止策チェックリストと本ガイドラインの対応表

チェックリスト	本ガイドライン
①飛沫感染対策	3. (1) ①飛沫抑制の徹底 3. (1) ③身体的距離の確保
②エアロゾル感染対策	5. 5-④ 会場内換気対応（屋内施設）
③接触感染対策	3. (1) ②手洗い、手指消毒の徹底 5. 5-① 手洗い、手指・施設消毒の徹底
④飲食時の感染対策	4. 4-③ 食事とケータリング 5. 5-⑦ 会場内でのお客さまに対する飲食提供について
⑤イベント前の感染対策	7. 7-⑩ 来場者に対する事前案内事項
⑥感染拡大対策	7. 7-④ 感染者（陽性者）確認連絡
⑦出演者やスタッフの感染対策	4. 4-① 公演関係者による感染予防・感染拡大防止策 5. 5-② 物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

----- 以上、令和4年11月4日現在

(注) 上記は今後、感染状況の急変等により、改定、変更になる場合があります。その場合は適宜、差し替えを行いますのでご注意ください。

また、引き続き、公演開催地の都道府県との密な連携を推奨します。